

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

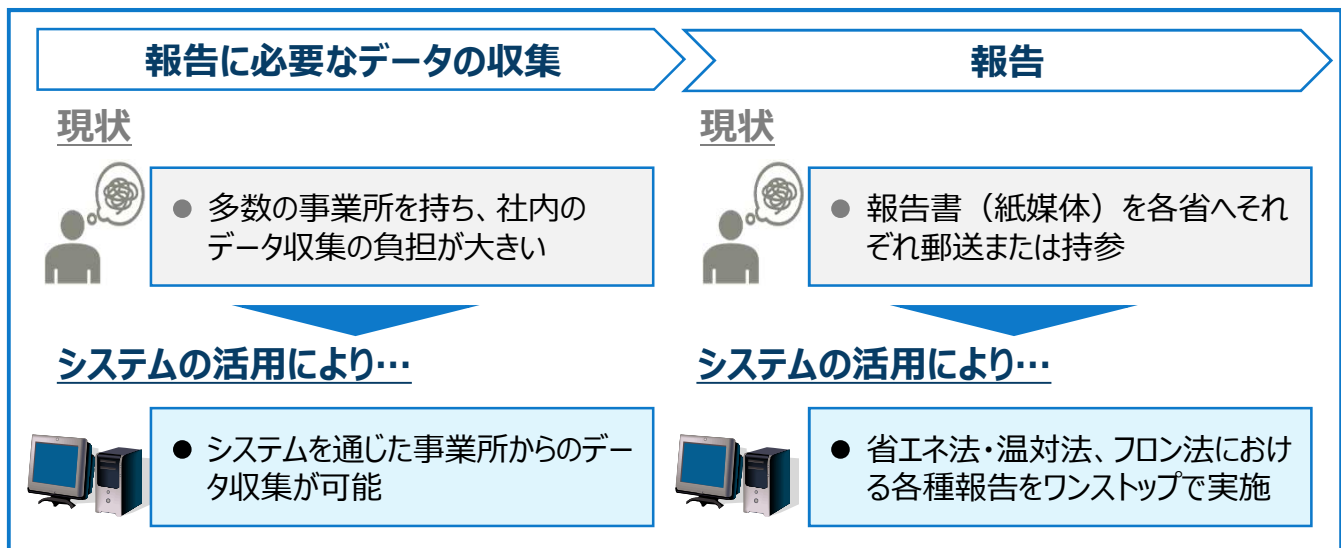
通称：EEGS（イーグス）

Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。報告手続の合理化等の観点から、**令和4年度以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSを御利用ください。**このため、裏面にある通り、電子情報処理組織使用届出書の提出を進めて頂ければ幸いです。

EEGSは**令和4年5月**より稼働予定です。既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」は、**令和4年3月末日**をもって使用できなくなります。

◆ 報告にあたり、こんなことでお困りではないでしょうか？



本システムの目的

- 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告のワンストップ化、他のシステムや他の制度の様々な情報との連携により**事業者の皆様の事務負担を低減**

本システムのメリット

報告書提出に伴う作業の低減	<ul style="list-style-type: none">✓ システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要✓ 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	<ul style="list-style-type: none">✓ システム上で入力値の自動チェックが可能なため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能

※ 省エネ法定期報告を電子で提出いただくと、省エネ導入補助金において加点評価することを検討しております。

システムの利用にあたって必要となる事前準備

電子情報処理組織使用届出書の提出

- 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」の使用にあたっては、**事前にシステムを使用するための使用届出書を提出**頂く必要があります。
- 使用届出書は下表に示す様式の書類を届出先へ、紙媒体で提出頂きます。
- なお、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」を活用するために、既に使用届出書を提出済みの場合は、改めて提出頂く必要はありません。
- **EEGSでも、既存システムのログインIDを使用することができます**。EEGSの稼働直後はアクセスが集中することが予想されますので、ログインIDを有していない場合は**早めに電子情報処理組織使用届出書を提出の上、既存システムでログインIDを取得**願います。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先*1
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主）*2	省エネ法様式第43	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html	経済産業局
温対法（特定排出者）*3	温対法様式第4	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual	経済産業局 又は 地方環境事務所
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	省エネ法様式第27	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html	国土交通本省 又は 地方運輸局
フロン法（特定漏えい者）*4	フロン法様式第4	https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-4.html	経済産業省 又は 環境省

*1：事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局等に提出してください。ただし、フロン法については、経済産業省又は環境省の本省に提出してください。

*2：経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」を用いずe-Govを用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。

*3：省エネ法による電子申請の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

*4：省エネ法又は温対法において使用届出書を提出済であっても、フロン法の使用届出書の提出が必要です。

お問合せ先

- ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

対象事業者	お問い合わせ先	連絡先記載URL
温対法（特定排出者）	経済産業局又は 地方環境事務所	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主）	経済産業局	
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	地方運輸局	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html
フロン法（特定漏えい者）	フロン法ヘルプデスク	https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html

※フロン法報告に関しては、令和4年度は既存システムから機能に変更はありませんが、令和5年度以降に漏えい量の算定機能を追加する予定です。